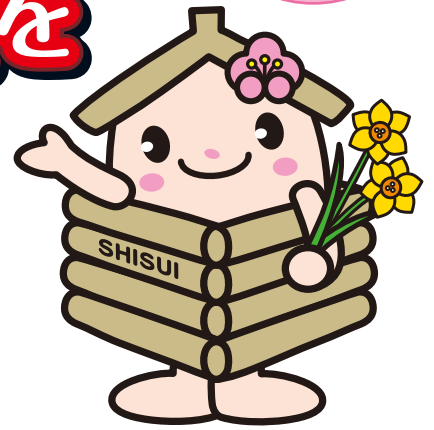


年齢・性別を問わず、幅広い方々が活躍しています！

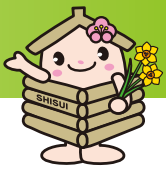
酒々井町では 統計調査員を 募集しています

詳しくは
中面をご覧
下さい。



酒々井町 企画財政課 広報広聴班

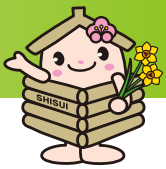
〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地
電話 043-496-1171 FAX 043-496-4541
メール kouhou@town.shisui.chiba.jp



統計調査員には秘密を守る義務があり、その秘密を漏らすことは罰則の対象になります。

統計調査の項目には、他人に知られたくない事項もあります。調査対象者から正しい内容を安心して回答してもらうために、統計調査員には「秘密の保護」が義務付けられています（統計法第41条）。これは統計調査員を辞めた後でも適用されるもので、秘密を漏らした場合

「統計調査員」の身分はどうなるの？



登録調査員の登録方法

1 統計調査員の登録ができる人

- ① 原則として、酒々井町に在住の満20歳以上の方
- ② 心身ともに健全な方
※調査活動は調査地域の確認や世帯の訪問などの屋外活動が中心になります。
- ③ 職務上知り得た情報の保護に責任を持てる方
- ④ 税務・警察事務に従事していない方、興信所等に勤務でない方、選挙運動に直接関わっていない方
- ⑤ 暴力団員その他反社会勢力に該当しない方

2 統計調査員登録申請書の提出

統計調査員の登録を希望するときは、企画財政課に統計調査員登録申請書を提出し、統計調査員制度等に関する説明を受けてください。

※申込書はホームページでダウンロードできるほか、企画財政課で配布しています。

HP：<https://www.town.shisui.chiba.jp/docs/2014122200017/>

※持参いただく物 → 本人証明書類（運転免許証、保険証など）、印鑑

3 登録調査員の登録にあたっての注意点

- ① 登録調査員になっても、各調査ごとに任命されないと直ぐに調査に従事することはありません。また、統計調査ごとに調査員数は定められているため、必ずしも調査ごとに統計調査員として従事できるわけではありません。予めご了承ください。
- ② 統計調査によっては、やむを得ず希望と異なる調査地域をお願いする場合があります。
- ③ 登録調査員の方には必要に応じて研修の案内や統計調査への従事意向の連絡をしますので、**氏名、住所等の変更があったときは必ずご連絡ください。**なお、宛所不明等で郵便が届かず電話連絡も付かないときには、登録を消させていただくことがあります。

